

商品類型No.123「建築製品（内装工事関係用資材）Version2.2」認定基準の軽微な改定について（案）

【分類 C-3壁紙】

○改定の理由

認定基準に引用したTVOCの基準値・測定方法が古く、現状で測定できる機関がほとんどない内容であったため、引用元のISM機構「壁紙の環境技術基準」に合わせて改定する。

4-1.環境に関する基準と証明方法

(5) 製品は、表2の安全規定を満たすこと。

表2 安全規定

物質名	基準値	測定方法
ホルムアルデヒド	0.2mg/リットル以下	JIS A 6921 による
TVOC	<del>300 <math>\mu</math>g/m<sup>3</sup></del> 100 $\mu$ g/m <sup>2</sup> ・h 以下	<del>&lt;1&gt;</del> JIS A 1901 による

【証明方法】

申込者は付属証明書へ本項目への適合の有無を記入し、JIS A 6921「~~壁紙~~」に従って試験結果を提出すること。

ただし、~~ホルムアルデヒドの試験結果については、~~2003年3月20日改正後のJISマーク表示品（壁紙JIS A 6921）および国土交通大臣認定製品は、JIS認定品および国土交通大臣認定製品であることの証明書で代えることができるものとする。

~~TVOCの測定方法はJIS A 1901に基づき、JISA6921の付属書1による試験片の作成方法及び測定条件を用い、試験片の大きさはシール工程を前提とし165mm±3mmの正方形とする。評価基準は、小型チャンバー法により1、3、7日後の放散速度を測定して7日後の値を原則として評価の対象とするが、3日後の値でもよい。~~

~~<1> TVOC~~

~~CEN/TC264の1m<sup>3</sup>チャンバー法により、24時間後から28日までの期間内における放出量を測定する。~~

~~内装材料から0.5×0.5mの試料をきり取り、2枚1組として裏面同士を併せてクリップで止め、チャンバー内の空気(1m<sup>3</sup>)に対して面積1m<sup>2</sup>の試験体とする。温度23±0.5℃、相対湿度45±3%、換気回数1回/時のチャンバー内に試験体を3日間放置する。放出したVOCはTenax管に捕集した後、熱脱着/ガスクロマトグラフィ（TD/GC）を用いて分析する。~~

## 【分類 C-4 断熱材】

### ○改定の理由

再生材料の配合率について、以下の点で整合を図った。

- セルローズファイバーの再生材料配合率 100%は、木質繊維に難燃剤・防腐剤を添加するため、定義上基準を満たす製品がない。このため、木質繊維部分に再未利用材を 100%とし、製品全体の配合率を別途定めた。
- 発泡系ではない JIS 外のプラスチック繊維系断熱材（旧基準での認定品）を対象に加えた。
- グラスウール、ロックウール、セルローズファイバーに比べて、無機・有機混合系断熱材および無機系断熱材の再生材料配合率と熱伝導率の基準を低く設定しているが、無機・有機混合系断熱材および無機系断熱材の定義はないため、製品の要件が分かりにくい。このため、無機・有機混合系断熱材および無機系断熱材の要件を追記した。

## 3. 用語の定義

基材	主材（グラスウール <del>；ガラス</del> 、ロックウール（スラグウール） <del>；スラグウール</del> 、セルローズファイバー <del>；（木質繊維）</del> 、 <u>プラスチック</u> など）および添加剤をさす。基材の形状保持や保護のためのフィルム、防水紙などの外被は含まない。
----	--

### 4-1.環境に関する基準と証明方法

(1)人造鉱物繊維保温材、住宅用人造鉱物繊維断熱材、吹込み用繊維質断熱材および無機・有機混合系断熱材および無機系断熱材は、基材に表 1 に示す再生材料を、同表に規定する配合率以上使用すること。かつ、セルローズファイバー、木質材料を原料に使用する場合は、原料の木質部中に古紙または再・未利用木材が 100%であること。なお、ロックウールについては、未利用材料を再生材料に含めて配合率を満たすことでもよい。

また、熱伝導率について、表 1 を満たすこと。

表1 再生材料配合率および熱伝導率に関する表

製品に使用する材料の種類	再生材料名	再生材料配合率 <u>(再生材料合計質量／ 基材質量)</u>	熱伝導率 W/(m・K)
グラスウール	ガラス	80質量%以上	0.045以下
ロックウール（スラグウール）	スラグ	85質量%以上	0.045以下
セルローズファイバー	古紙 再・未利用木材	<u>75</u> <del>100</del> 質量%以上	0.040以下
無機・有機混合系断熱材および 無機系断熱材 <u>(JISに該当しな いその他の繊維系断熱材)</u>	<u>上記の再生材料全てが ラスカレット、スラグ、 古紙、再・未利用木材、 再生プラスチック</u>	50質量%以上	0.047以下

## 【分類 C-5 吸音材料・防音防振マット】

### ○改定の理由

再生材料の配合率についてはC-4 断熱材とあわせて改定した。なお、JISA6301には木毛セメント板などボードを吸音加工した製品も対象としているため、C-1 ボードの対象から吸音材料の対象として考えられるものと追加し、エコセメントも含めた。

吸音区分については、現在旧基準のエコマーク認定の吸音材料はロックウール化粧吸音板であり、化粧吸音板はJISでも0.3～0.7の範囲に限られているもので吸音率区分0.9を満たす製品は無い。吸音率区分0.9は無響音室や機械室、道路の防音壁などの特殊な場所での使用に限られるものであり、一般家庭用の性能として十分なものと考えられる0.5に改定する。

### 3. 用語の定義

基材	主材（グラスウール； <del>ガラス</del> 、ロックウール（スラグウール）； <del>スラグウール</del> 、セルローズファイバー； <del>（木質材料繊維）</del> 、 <u>プラスチック</u> など）および添加剤をさす。基材の形状保持や保護のためのフィルム、防水紙などの外被は含まない。
----	--

#### 4-1.環境に関する基準と証明方法

- (1) 吸音材料は、JIS A6301に定める吸音率による区分0.95以上であるに適合すること。防音防振マットは、JIS A 1418-1およびJIS A 1418-2に定められた測定方法、またはこれらのJISに準じた測定方法により、JIS A 1419-2に定められた遮音等級として床衝撃音レベルで2以上の改善（防音）効果があること。

#### 【証明方法】

申込者は付属証明書へ本項目への適合の有無を記入し、試験結果を提出すること。

- (2)吸音材料は、基材に表1に示す再生材料を、同表に規定する配合率以上使用すること。  
かつ、木質材料を原料に使用する場合は、原料の木質部中に古紙または再・未利用木材が100%であること。なお、ロックウールについては、未利用材料を再生材料に含めて配合率を満たすことでもよい。

表1 再生材料配合率に関する表

製品に使用する材料の種類	再生材料名	再生材料配合率 <u>(再生材料合計質量／ 基材質量)</u>
グラスウール	ガラス	80質量%以上
ロックウール（スラグウール）	スラグ	85質量%以上
木質材料	古紙、再・未利用木材	<del>75</del> 100質量%以上
<u>ボード類</u>	<u>ガラスカレット、スラグ、古紙、 再・未利用木材、再生プラスチック、 エコセメント</u>	<u>50質量%以上</u>

商品類型 No.137「建築製品（外装・外構工事関係用資材）Version1.1」認定基準の軽微な改定について（案）

【分類 A-1 ルーフイング】

○改定の理由

主旧基準 No.123「再生材料を使用した建築製品」の「その他の建材」で認定されている透湿防水シート（JISA6111）、開口部などに使用する防水シートについて、適用範囲を拡大し、追加する。JIS 規格のない防水シートについては、品質に関する項目として試験方法など JIS 等の規格に準拠したもので、その品質規格をユーザーに情報を提供することを新たに入れた。

2. 適用範囲

- アスファルトルーフィングフェルト JIS A 6005
- 合成高分子系ルーフィングシート JIS A 6008
- 網状アスファルトルーフィング JIS A 6012
- 改質アスファルトルーフィングシート JIS A 6013
- ストレッチアスファルトルーフィングフェルト JIS A 6022
- あなあきアスファルトルーフィングフェルト JIS A 6023
- 透湿防水シート JIS A 6111
- 住宅開口部等に使用する防水シート

4-1. 環境に関する基準と証明方法

- (1) 製品は、再生ゴム、リサイクル繊維および再生プラスチック材料の合計質量が、アスファルトを除く製品質量の10%以上であること。

透湿防水シートおよび防水シートについては、再生ゴム、リサイクル繊維および再生プラスチック材料の合計質量が製品質量の50%以上であること。

【証明方法】

申込者は付属証明書へ配合している再生材料名と配合率を記入し、原料供給者の原料供給証明書を添えて提出すること。

4-2. 品質に関する基準と証明方法

- (8) 品質は、該当するJIS規格に適合していること。防水シートは、JIS等に準じた自社規格に適合し、その品質規格を公開していること。

【証明方法】

申込者は、該当する JIS 規格に適合していることを示す試験結果などの証明書を提出すること。申込製品または申込製品製造工場が、JIS の認定を受けている場合は、JIS の認定の写しを提出することで基準への適合の証明に代えることができるものとする。

防水シートは自社規格に適合していることの証明書、およびパンフレット等の情報公開部分を提出すること。

## 【分類 D-1 プラスチックデッキ材】

### ○改定の理由

主旧基準 No.123「再生材料を使用した建築製品」の「その他の建材」で認定されている JIS 規格外のデッキ材について、適用範囲を拡大し、追加する。JIS 規格のないデッキ材については、品質に関する項目として試験方法など JIS 等の規格に準拠したもので、その品質規格をユーザーに情報を提供することを新たに入れた。

## 2. 適用範囲

~~住宅のベランダ、バルコニーなどの床を構成する「プラスチックデッキ材」~~

JIS A 5721

住宅のベランダ、バルコニーなどの床を構成するデッキ材で、木材・プラスチック再生複合材を除いたプラスチック製のもの。

(注) 主用途がデッキ材ではない板材などは、No.118「プラスチック製品 Version2」で扱うこととする。

### 4-2. 品質に関する基準と証明方法

(7) 品質は、該当するJIS規格に適合していること。JIS規格のないプラスチックデッキ材は、JIS等に準じた自社規格に適合し、その品質規格を公開していること。

#### 【証明方法】

申込者は、該当するJIS規格に適合していることを示す試験結果などの証明書を提出すること。申込製品または申込製品製造工場が、JISの認定を受けている場合は、JIS認定の写しを提出することで基準への適合の証明に代えることができるものとする。

JIS規格のない製品は自社規格に適合していることの証明書、およびパンフレット等の情報公開部分を提出すること。